

各務原市水質改善対策委員会の会議の公開等に関する要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）第10条の規定に基づき、各務原市水質改善対策委員会における会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、委員長が委員会に諮り、会議を公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- （1）当該会議が各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）第6条第1項各号に該当すると認められる情報を含む案件を審議する場合
- （2）会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

（傍聴席の区分）

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の制限）

第4条 傍聴の定員は、会場の設備、広さ等の条件に応じて、その都度決定する。ただし、傍聴席が満席となったとき、その他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴の手続）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、受付時間内に所定の場所で、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載しなければならない。

- 2 会議を傍聴することができる者は、受付時間内において、傍聴人受付簿に記入した者から先着順に決定する。

（会議が非公開となったとき）

第6条 傍聴人は、会議の途中において、その会議を非公開とすることが決定されたときは、係員の指示によりすみやかに退場しなければならない。

（傍聴券）

第7条 傍聴人には、傍聴券を配布するものとする。

- 2 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとする際には、傍聴券を返却しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他危険なものを持っている者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話等をしないこと。
- (3) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 携帯電話、スマートフォン等の電子機器を使用しないこと。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に定める事項に従わないときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月29日から施行する。